

柏市観光キャラクター

# かしもっちい

キャラクター使用マニュアル

令和 3年 4月23日制定



©柏観協

柏市観光協会

## 目次

○はじめに	-----P. 3
1. 「かしもっちい」のキャラクター使用について	----P. 4
2. 使用許諾基準とライセンス料	-----P. 5
3. 使用申請の手続き	-----P. 9
4. 使用変更の手続き	-----P. 10

## 〇はじめに

「かしもっちい」は、柏市の観光キャラクターとして令和2年に柏市観光協会がプロフィールとネーミングを制定し、デザインについては公募のうえ全国222名もの方から応募いただいた267点のデザインの中から厳正な審査を経て、柏市在住の“睦月海”さんのデザインによって誕生しました。

今後「かしもっちい」は様々な媒体やイベントに登場し、柏市を内外に広くPRするとともに、市民、来街者の皆さんから親んでもらえるキャラクターを目指します。

### ◆プロフィール

「かしもっちい」は、かしわ餅の妖精で柏生まれの柏育ち。

ふっくらモチモチしたビジュアルと人懐っこい性格の愛されキャラ。

人にも甘いけど自分にも甘いのがウィークポイント。

とても恥ずかしがりやで、恥ずかしくなると柏の葉のマントで顔を隠してしまいます。

こんな恥ずかしがり屋さんで、柏市をPRできるのでしょいか・・・



## 1. かしもっちいのキャラクター使用について

「かしもっちい」を柏市の観光キャラクターとして適正な管理をするために使用基準を設けています。地域活動、イベント、各種広告、キャラクター商品などへのご利用にあたっては、本マニュアルに沿って、適切にご利用ください。

キャラクターの使用は有償による使用と無償による使用とに区別されますが、いずれの場合でも、使用申請をしていただく必要がありますので、有償用または無償用の申請書をご提出ください。申請いただいた後、ライセンス契約の締結（または使用許諾の通知）まで一定期間を要します。また、その後に完成見本の提出などの最終確認も必要となりますので申請書はお早めにご提出ください。

なお、放送機関、新聞社、通信社等の報道機関が報道目的に使用する場合及び柏市役所（柏市が構成団体となっている実行委員会、柏市が管理運営を指定管理業者に委託している施設等を含む）、公立学校・保育園、柏商工会議所・柏市沼南商工会（商工会議所や商工会が事務局を担っている実行委員会及び外部団体を含む）、柏市観光協会会員企業（サービス名や商品等への使用を除く）の発行物、印刷物の場合は、申請は不要です。無申請の場合も本マニュアルの内容を遵守してご使用ください。この使用マニュアルは、かしもっちいの「名称」「デザイン」「着ぐるみの画像」のいずれにも適用されます。

### 無償使用と有償使用について

▼無償となる使用例（**OK**マークのあるものについては申請の必要はありません）

使用申請者	使用目的
国、自治体、公立学校・保育園、商工会議所・商工会等	<b>OK</b> 主催事業、広報等で使用する場合
町会、その他の非営利公益団体	公益的な活動で使用する場合
大学、専門学校、私立学校・幼稚園・保育園等	受験生募集、営利行為を除く
放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関	<b>OK</b> 報道目的で使用する場合
出版社、旅行会社、公共交通機関	柏市への誘客目的で印刷物やWEBで使用する場合
タウン紙、地域情報サイト等	特定企業の広告や営利目的使用を除く
柏市観光協会会員企業・団体	<b>OK</b> サービス名や商品等への使用を除く
その他の企業・団体	名刺にのみ使用可
その他	柏市のPRなど柏市観光協会が無償とすることを適当と認めた場合
個人 ※学校や町会行事等での手作り造作物なども含む	<b>OK</b> 政治、宗教、ビジネスと関係しない年賀状やSNSなどでの個人的な使用 ※別途かしもっちいのLINEスタンプを販売します

▼有償となる使用例

上記以外（営業目的での生産販売など）は原則として有償となりますので、本マニュアルで定めた有償による申請、ライセンス契約の締結を経てご利用ください。

## 2. 使用許諾基準とライセンス料

### ▼使用できるデザイン

有償、無償、申請の有無に関わらず使用できるデザインは下記の基本デザイン9種類のみとなります（今後基本デザインが増える可能性があります）。配色については指定色及び白黒、グレースケールのみとします（別途配色仕様書参照）。

尚、印刷物以外で「かしもっちい」のデザインを模した商品を作成する場合などは事前にご相談ください。



基本 1



基本 2



基本 3



基本 4



基本 5



基本 6



基本 7



基本 8



基本 9

▼表示例

👍かしもっちに吹き出しをつける場合、企業・団体や商品・サービスに関する吹き出し（企業や商品をPRする表現）や混同を与える表現はNGです

表示OKの例



表示NGの例

NGな吹き出し（企業や商品のPR表現）



デザインの一部を省略している



クレジットや名札を消している

👍デザインの可否については事前にお問合せください

▼着ぐるみの画像使用の場合

着ぐるみの画像使用の場合で申請者が撮影した画像を使用する場合は、申請時に使用写真もあわせてご提出下さい。観光協会からご提供することも可能です。別途ご相談下さい。

### ▼使用できない場合(使用許諾の制限)

「かしもっちい」のキャラクター使用に関して次に該当する場合は、使用の許諾をいたしません。

- (1) キャラクターの使用によって誤認や混同を生じさせるおそれがあると認めるとき。
- (2) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認めるとき。
- (3) 立体物で、その表現がキャラクターの立体物と認められないとき。
- (4) 宗教的行事、宗教的活動、政治的活動への使用。
- (5) 社会問題に関する主義主張及び係争中の声明に関する活動への使用。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める営業を行う者が利用する場合（※販売先が同営業を行うものである場合も含む）
- (7) 人事募集、フランチャイズチェーンの募集に関する使用。
- (8) 法令等または公序良俗に違反するおそれのあるもの。
  - ア 独占禁止法に違反する広告。
  - イ 医療法，薬事法等の広告制限に抵触するおそれのあるもの。
  - ウ 特定商取引に関する法律の広告規制に抵触するおそれのあるもの。
  - エ 不当景品類及び不当表示防止法の表示規制に抵触するおそれのあるもの。
  - オ 健康増進法の誇大表示に抵触するおそれのあるもの。
  - カ その他法令等に抵触するおそれのあるもの。
- (9) その他、柏市観光協会がキャラクターの使用が適当でないと認めるとき。

### ▼デザインにおける使用禁止例

- (1) たて・横比率が変わるなど デザインが変形しているもの。
- (2) クレジットや名札を含め、一部デザインを省略又は変形しているもの。
- (3) デザインの周りに、別の図形を置いているもの（ただし、背後の模様が単なる背景として認識できる場合には可）。
- (4) 指定色以外を使うなど、デザインの色を変えているもの。
- (5) 顔の一部など、デザインの一部しか使用していないもの。
- (6) デザインの一部が別のデザインなどで隠れているもの。
- (7) 立体物について、その表現がデザインの立体物と認められないもの。

 **新たなデザインを作りたい時はご相談ください**

**(1 デザイン数千円程度の有償対応となります)**

## ▼ライセンス料について

「かしもっちい」(または名称、デザインを模したもの)をサービスや商品に使用する場合は、使用申請の他に、ライセンス契約を締結のうえライセンス料計算書をご提出いただき、お支払いいただく必要があります。

### (1) ライセンス料の計算 (下記ライセンス料に別途消費税が必要です)

#### ①ある程度の数を予め製造する場合

該当する商品の税抜き販売価格 × 生産数 × 2% = 一括ライセンス料

#### ②菓子類、飲食店メニューなど日々製造するものの場合

該当する商品の税抜き販売価格 × 販売数 × 2% = 定期ライセンス料

### (2) ライセンス料の納入

#### ①一括ライセンス料の場合

ライセンス契約締結後、30日以内に指定の口座にご入金ください。尚、追加生産する際は、使用申請を再度ご提出いただくこととなり、申請後30日以内のご入金が必要です。振込手数料は御社がご負担ください。

#### ②定期ライセンス料

申請日の当月から6ヵ月毎に締めて、ライセンス料計算書を提出いただくとともに、締め月の翌月末までに指定の口座にご入金ください。振込手数料は御社がご負担ください。

- 👉 サービス・商品によって上記計算が困難な場合は別途個別に条件を決定します
- 👉 一旦ご入金いただいたライセンス料は理由の如何を問わず返金いたしません

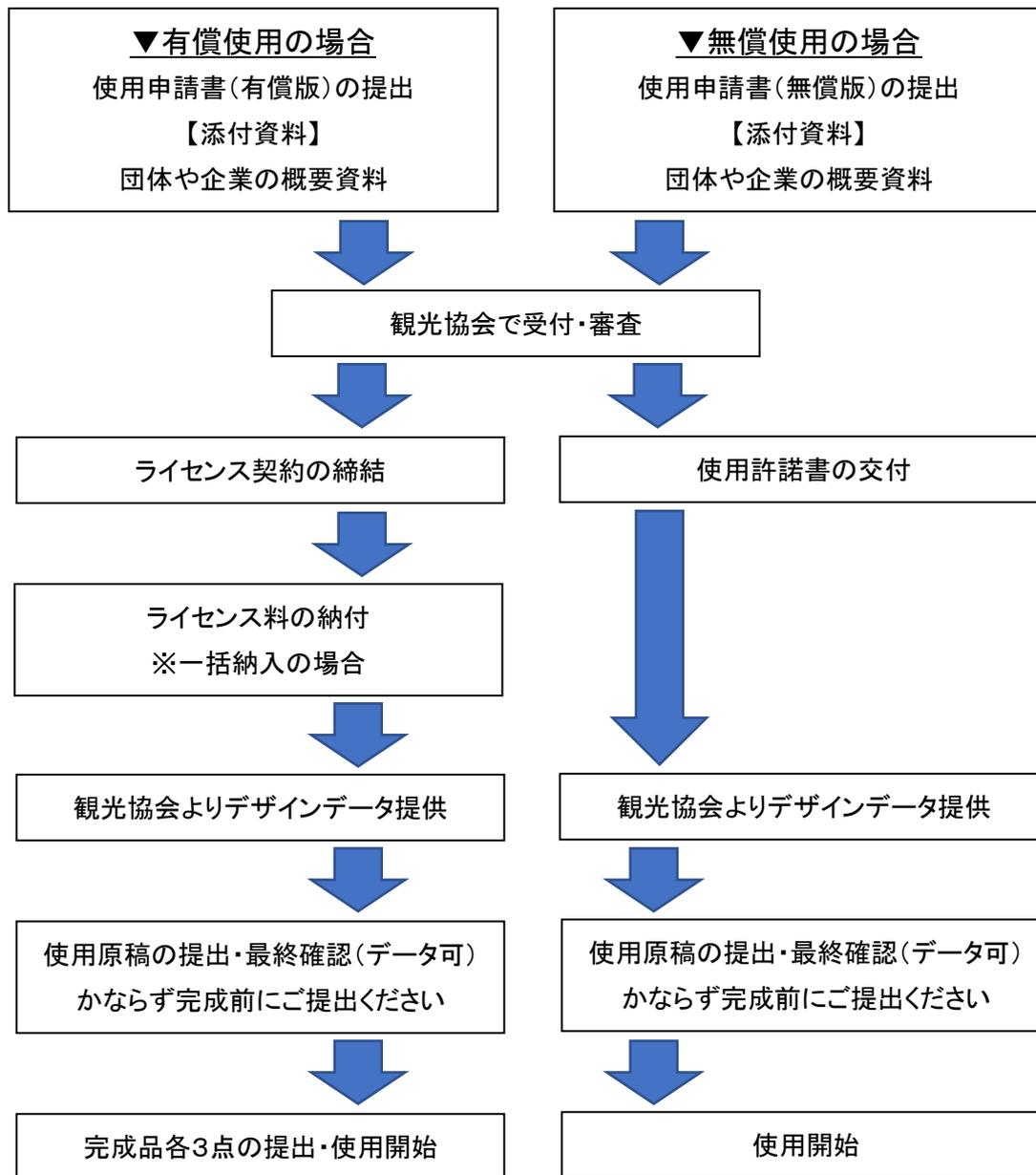
### (3) 完成品の提出

有償使用の場合、デザイン等の品質保持・管理の観点から、販売開始日より1ヵ月以上前に完成品を3点無償提出してください(提出時期は相談に応じます)。

店内飲食するものなど提出が難しい場合は、観光協会よりスタッフが出向きますので店内においてスタッフ数(1~2名)分を無償提供してください。

### 3. 使用申請の手続き

申請する場合は郵送又は持参によりご提出下さい（メール、FAX では受付できません）。  
 なお、申請より使用許諾の通知まで平均1週間程度、有償によるライセンス契約の締結まで平均2週間程度を要します。



※契約書または使用マニュアルに記載の遵守事項をお読み頂き、正しくご利用ください。

※有償使用の場合は、使用申請時に下記書類もあわせてご提出ください。

1. 製造もしくは、販売に係る営業許可書の写し（営業許可が必要な業種のみ）
2. 製造又は販売する店舗一覧（施設名、所在地、連絡先を記載）
3. 業歴・所在がわかる資料（「開業届」、「確定申告書」、「商業登記簿謄本」など）

※3について、柏市観光協会、柏商工会議所、柏市沼南商工会の会員は省略可

#### 4. 使用変更の手続き

使用許諾期間は、有償、無償を問わず使用許諾を受けた日から「1年間」になります。下記の事由等が発生した場合には変更申請が必要になりますので、変更申請書をご提出ください。

##### ▼変更申請が必要となる場合（有償使用）

使用変更申請書（有償用）を提出して下さい

- (1) 使用期間内に生産予定数を追加するとき **※1**
- (2) 販売小売価格を変更するとき **※2**
- (3) その他当初の申請内容に変更があったとき

##### ▼変更申請が必要となる場合（無償使用）

使用変更申請書（無償用）を提出して下さい

- (1) 使用期間内に製作数を追加するとき **※1**
- (2) その他当初許諾内容に変更があったとき

**※1** 使用期間終了後に追加生産する場合は、新規申請となります。

また、使用期間終了後に該当商品等の在庫が残っている場合で、引き続き販売、配布等するにあたっては、新規・変更ともに申請は必要ありません。

**※2** ただし、有償使用で在庫分の価格を変更して引き続き販売する場合は、使用期間終了後であっても、変更申請書を提出の上、ライセンス料の差額分を追加でお支払いください。

(ただし、値下げによる差額分のライセンス料は返金いたしません)。

#### 【申請・お問合せ窓口】

### 柏市観光協会

〒277-0011 千葉県柏市東上町7-18 柏商工会議所内  
TEL 04-7162-3315 E-mail kankou@kashiwa-cci.or.jp  
営業時間 年末年始・夏季休業を除く平日の  
9:00~12:00 13:00~17:30